

## 和東町史編さん委員会規則

平成29年8月28日  
教委規則第 4 号

### (設置)

第1条 和東町史(以下「町史」という。)に関する事項について審議するため、和東町史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町史編さん事業の計画及び運営方針に関すること。
- (2) 町史編さんのため必要な事項に関すること。
- (3) 町史編さんのため必要な資料の収集及び保管に関すること。
- (4) 町史の編集及び印刷に関すること。
- (5) その他編さんに関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから相楽東部広域連合長(以下「広域連合長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他、広域連合長が相当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、その職務を代行することができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、和東町史編さん室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。